

崎遊協発第45号
平成29年2月27日
(本紙含め3枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超える 営業所に対する措置について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、見出しのことにつきましては、中古機流通協議会から全日遊連を通じて、下記のとおり通知がきていますのでお知らせします。

組合傘下店舗への皆様へお知らせ下さい。

記

1 通知事項

- (1) 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が、回胴式遊技機設置台数全体の50%を超える営業所に対し、中古遊技機(ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機)の移動にかかる申請の受付を留保する。ただし、中古遊技機を移動・設置することにより設置比率が50%以下になる場合は、この限りでない。
- (2) 営業所は、設置比率を確認するための資料として、中古遊技機に関する保証書の作成を依頼する際、別添の「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」を全国遊技機商業協同組合連合会傘下の地区遊商又は回胴遊商の組合員に提出する。
- (3) 上記決定事項は、3月10日組合申請分から運用を開始する。

2 備考

- (1) 「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」(別添)につきましては、県遊協にて作成の上、県遊協ホームページに掲載していますので、ご活用ください。
- (2) 「新基準に該当しない回胴式遊技機リスト」につきましては、全日遊連組合員専用ホームページのお知らせに掲載されていますので、ご覧ください。(機種の変更はありません。)

【添付資料】

- 中古機協発第14号、平成29年2月24日付
「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超える営業所に対する措置について」
- 新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書

別紙

中古機協発 第14号
平成29年2月24日

中古機流通協議会 構成団体 各位

中古機流通協議会
委員長 伊坂 重寛



新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超える営業所
に対する措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年2月8日開催の第105回中古機流通協議会において、現状における新基準に該当しない回胴式遊技機の設置状況及び今後の対応について協議した結果、下記のとおり決定いたしました。

この度の中古遊技機流通に関する措置は、今、業界が直面している依存(のめり込み)問題への効果的な施策ともなるところから、決定したものです。

つきましては、下記の決定内容について各組合員・各会員に周知徹底されますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ① 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が、回胴式遊技機設置台数全体の50%を超える営業所に対し、中古遊技機(ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機)の移動にかかる申請の受付を留保する。ただし、中古遊技機を移動・設置することにより設置比率が50%以下になる場合は、この限りでない。
- ② 営業所は、設置比率を確認するための資料として、中古遊技機に関する保証書の作成を依頼する際、別紙の「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」を全国遊技機商業協同組合連合会傘下の地区遊商又は回胴遊商の組合員に提出する。
- ③ 上記決定事項は、3月10日組合申請分から運用を開始する。

<添付資料>

別紙1 新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書

別紙2-①~③ 新基準に該当しない回胴式遊技機リスト

以上

新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書

(登録販売業者名)

このたび、営業許可・変更承認関係書類（以下「中古書類」という）の作成をお願いするにあたり、当営業所における新基準に該当しない回胴式遊技機の設置台数及び設置比率は下記のとおりとなります。

なお、設置比率が50%を超えた場合、中古書類（ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機）の申請が留保されても何ら異議は申し立てず、貴社にその責を負わせる事はございません。

【設置比率の目標値】

平成28年12月1日・・・設置台数の50%以下

平成29年12月1日・・・設置台数の30%以下

【全体の設置台数及び設置比率】

	回胴式遊技機 総設置台数 (①)	新基準に該当しない 回胴式遊技機台数 (②)	設置比率 (②/①) (小数点第一位まで記入)
入替前	台	台	%
入替後	台	台	%

※設置比率は、小数点以下第一位まで記入し、第二位以下は切捨てとします。

確認日	平成 年 月 日
営業者名	印
営業所	所在地
	名称
	確認者名

- ※1 入替前の設置比率が50%以下でも、当該移動により50%を越える場合、申請は留保されます。
- ※2 入替前に設置比率が50%を越えていても、新基準に該当する遊技機を設置することにより50%以下になる場合は、申請することができます。
- ※3 地区遊商又は回胴遊商の組合員は、本書の原本を保管し、写し1枚を打刻申請書類一式に添付して組合に提出してください。